

技能職員の給与の特例に関する訓令

平成 25 年 6 月 29 日

警察本部訓令第 21 号

警 察 本 部 長

技能職員の給与の特例に関する訓令

(技能職員の給与の特例)

第 1 条 この訓令の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、技能職員の給与等に関する訓令（平成 12 年埼玉県警察本部訓令第 11 号。以下この条において「給与等訓令」という。）第 2 条第 1 項の給料表の適用を受ける技能職員（技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令（昭和 44 年埼玉県警察本部訓令第 12 号）第 2 条に定める技能職員をいう。以下この条において同じ。）に対する給与（技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成 18 年埼玉県警察本部訓令第 25 号）附則第 8 項の規定による給料を含む。）の支給については、職員の給与の特例に関する条例（平成 25 年埼玉県条例第 34 号。以下この条において「特例条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、特例条例第 1 条第 1 項に規定する支給減額率については、給与等訓令第 2 条第 1 項の給料表における職務の級が 3 級以下の技能職員にあつては 100 分の 4.77 とし、4 級及び 5 級の技能職員にあつては 100 分の 7.77 とする。

2 前項前段の場合において、技能職員の期末手当及び勤勉手当については、特例条例第 1 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に規定する割合を、給与等訓令第 2 条第 1 項の給料表における全ての職務の級について 100 分の 1 とする。

(補則)

第 2 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。